

(6) 運賃分科会の設置について

○北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成30年10月11日

訓令第23号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく協議並びに北斗市内における地域公共交通の確保方策等について検討するため北斗市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北斗市内における地域公共交通の確保方策及びサービスの充実等に関する事項
- (2) 道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項
- (3) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は25人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
- (2) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又は指名する職員
- (4) 鉄道事業者の指名する職員
- (5) 函館地区バス協会の指名する職員
- (6) 函館地区ハイヤー協会の指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者
- (8) 医療機関又は産業団体の代表者

- (9) 住民又は利用者の代表者
- (10) 道路管理者の指名する職員
- (11) 函館中央警察署長の指名する職員
- (12) 学識経験者
- (13) 北斗市長の指名する職員
- (14) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員の互選により定める。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 運行主体の選定にあたり、選定対象となる運行主体に関係する者が会議の委員である場合には、当該委員はその議事に加わることはできない。

6 協議会は原則として公開とする。この場合において、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、市ホームページにおいて公表するもの

とする。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業関係者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(運賃協議分科会)

第8条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づく運賃協議分科会(以下「分科会」という。)を設置し、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金等に関する事項について協議する。

2 分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する職員
- (3) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表者

3 分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

5 分科会の会議においては、第6条第1項から第5項の規定を準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

6 会議は、原則として非公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、市ホームページにおいて公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、総務部企画課に事務局を置く。

(協議結果の取り扱い)

第10条 協議会及び分科会において協議が整った事項について、協議会の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計に関する事項)

第11条 協議会の経費は、国並びに北海道の補助金及び市の負担金をもって充てる。

2 予算及び決算は、協議会において審議決定する。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成30年9月14日から適用する。

(北斗市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 北斗市地域公共交通会議設置要綱（平成19年北斗市訓令第18号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月31日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月17日訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月22日訓令第46号）

この訓令は、公布の日から施行する。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとする。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など
を想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。

・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加

②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要で

す。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。